

別紙 2

要望書作成にあたっての留意事項、作成要領

【地方公共団体対策技術率先導入補助事業】

○対象事業の要件は以下のとおりである。

- ・エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための代替エネルギー（代エネ）設備又は省エネルギー（省エネ）設備の導入事業であること。
- ・地球温暖化対策推進法に基づく実行計画に明確に位置付けられている地方公共団体施設への代エネ・省エネ設備の導入事業であって、下表に掲げる対象施設・設備の導入事業であること。なお、実行計画は、3年以内（平成18年4月以降）に策定又は改定されたもの、あるいは平成21年度中に策定又は改定することが必要である。

(補助対象設備の要件)

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア. 太陽光発電	太陽電池定格出力が20kW以上であるもの。
イ. 燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
ウ. バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、CO ₂ 削減率が15%以上であるもの。
エ. バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
オ. バイオエタノール利用	使用する化石燃料のCO ₂ 削減率が10%以上であるもの
カ. 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
キ. 小水力発電	発電以外の用途に供される工作物に設置される発電出力が1,000kW以下のもの。
ク. その他の代替エネルギー利用設備	アからキに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備で、CO ₂ 削減率10%以上で、かつ、CO ₂ 削減費用が1万円以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	
ア LED照明	屋内用ダウンライト、または街路灯、防犯灯用で、以下の要件を満たすもの。 ①器具総合効率が40[lm/W]以上であるもの。 ②定格寿命が、光束維持率70%時点で3万時間以上であるもの。

イ その他の省エネルギー 利用設備	以下の要件をすべて満たすもの。 ①建物全体の省CO ₂ 化を図るもの、または、新規性の高い省CO ₂ 設備を一斉導入するもの。 ②CO ₂ 削減率10%以上、かつCO ₂ 削減費用1万円/t-CO ₂ 以下。
----------------------	---

備考

1. バイオマス利用率・・・全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合
2. CO₂削減率・・・従来システムによる年間CO₂排出量に対する年間CO₂削減量の割合
(省エネ設備を導入する場合、既存設備の改修の場合は、改修前と比較して、また、施設への新規導入の場合は一般的な技術と比較する)
3. エネルギー回収率・・・原料の発熱量およびバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合
4. CO₂削減費用・・・補助金額を設備の法定耐用年数を通じたCO₂の総削減量で除した値
5. 「器具総合効率」とは、器具から出る全光束を器具全体の定格消費電力で割った値とする。
6. 対象施設・設備については、(1)又は(2)のどちらか1つを導入すれば補助対象となる。

○要望書の作成にあたっての留意事項は以下のとおりである。

- ・ 要望書の全ての欄について、記載例を参考にして洩れがないように適切に記載すること。
- ・ 「事業の目的・内容」欄に、上記要件の区分により、導入施設・設備の種類、規模等を記載するとともに、設備の内容・規格が把握できる資料を添付すること。
また、上記要件における「バイオマス利用率」、「エネルギー回収率」、「二酸化炭素削減率」及び「二酸化炭素削減費用」について記載する際には、数値の算出根拠となる計算書を添付すること。
- ・ 「事業の効果」欄において、当該事業による二酸化炭素排出量の削減見込量及び、費用対効果(補助要望額/(CO₂削減量×法定耐用年数))、地域住民等への普及啓発方法及び波及効果について事前に計算・評価等を行い、その内容(計算書等)を添付すること。
- ・ 事業費の積算にあたっては、根拠となる見積書や設計書などの金額から適正・正確に積算を行うこととし、要望書提出の際は必ずこれらの根拠資料を揃えて提出すること。